

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 条 例

ページ

- 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】 3

### ◇ 規 則

- 北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務局総務部文書課】 4
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】 6

### ◇ 告 示

- 居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 8
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 9

### ◇ 公 告

- 地籍調査の地図及び簿冊の閲覧【建設局用地部用地管理課】 10

### ◇ 病 院 局

- 特定調達契約の落札者の決定【病院局医療センター事務局管理課】 11

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

議会運営委員会の委員の定数を9人から8人に改めることにしました。

この条例は、平成31年3月5日から施行することにしました。

### ◇北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

感染症の患者からの検体の採取に関する事務等についての権限を保健所長に委任することにしました。

この規則は、平成31年3月7日から施行することにしました。

### ◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 延命寺臨海公園駐車施設の供用時間、入庫時間及び出庫時間を午前0時から午後12時までとすることにしました。
- 2 延命寺臨海公園駐車施設の使用料を次のとおり定めることにしました。

普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円とする。
-------	---

この規則は、平成31年3月24日から施行することにしました。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月5日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第1号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和51年北九州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9人」を「8人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第7号

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市保健所長事務委任規則（平成3年北九州市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第10項第1号中「調査」の次に「並びに同条第3項の規定による提出及び採取の要求」を加え、同項第25号中「及び第5項に規定する」を「の規定による」に、「及び法」を「及び」に改め、同号を同項第31号とし、同項中第24号を第30号とし、第21号から第23号までを6号ずつ繰り下げ、第20号を第24号とし、同号の次に次の2号を加える。

（25） 法第44条の3第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による協力の要求に関すること。

（26） 法第44条の7第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による採取に関すること。

第10項第19号中「第36条第3項」を「第36条第4項」に、「第50条第4項」を「第50条第6項」に改め、「に関すること」を削り、「を実施する場合」を「の実施」に改め、「除く。）」の次に「に関すること」を加え、同号を同項第23号とし、同項第18号中「の規定（同条第4項並びに法第50条第3項及び第7項）」を「（これらの規定を法第50条第5項）」に、「による書面による通知」を「の規定による通知及び交付」に改め、同号を同項第22号とし、同項第17号中「（同条第4項において準用する場合を含む。）」を削り、「による」の次に「立入り、」を加え、「に関すること（）」を「（いずれも）」に、「及び法」を「及び」に、「のための」を「に係る」に改め、「除く。）」の次に「に関すること」を加え、同号を同項第21号とし、同項中第16号を第20号とし、第15号を第19号とし、第14号を第18号とし、同項第13号中「第29条」を「第29条第1項」に改め、「物件に係る措置の」を削り、「指示」を「同条第2項の規定による措置」に改め、同号を同項第17号とし、同項第12号中「第28条」を「第28条第1項」に、「区域の指定」を「指定及び命令」に、「駆除の命令及び指示」を「同条第2項の規定による指定及び駆除」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号中「第27条」を「第27条第1項」に改め、「消毒の」を削り、「指示」を「同条第2項の規定による消毒」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第10号を第12号とし、同号の次に次の2号を加える。

(13) 法第26条の3第1項の規定による命令及び同条第3項の規定による収去に関すること。

(14) 法第26条の4第1項の規定による命令及び同条第3項の規定による採取に関すること。

第10項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項第6号中「第20条(」を「第20条第1項から第6項まで(これらの規定を)」に改め、「延長」の次に「、協議会の意見の聴取」を加え、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を削り、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 法第15条の2第1項の規定による質問及び調査に関すること。

(3) 法第15条の3第1項の規定による報告の要求及び質問並びに同条第2項の規定による質問及び調査に関すること。

(4) 法第16条の3第1項の規定による勧告、同条第3項の規定による採取並びに同条第5項及び第6項(これらの規定を法第23条(法第26条において準用する場合を含む。))、法第44条の7第9項、法第45条第3項及び法第49条において準用する場合を含む。)の規定による通知及び交付に関すること。

第10項に次の1号を加える。

(32) 法第50条の2第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による協力の要求に関すること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第8号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「勝山公園駐車施設」を「延命寺臨海公園駐車施設、勝山公園駐車施設」に改める。

第3条の2中「規定する」の次に「延命寺臨海公園駐車施設、」を加える。

別表第1の2中

勝山公園駐車施設	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後10時まで	午前0時から午後12時まで	を
----------	---------------	---------------	---------------	---

延命寺臨海公園駐車施設	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで	に
勝山公園駐車施設	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後10時まで	午前0時から午後12時まで	

改める。

別表第1の3中

三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ご	100円	を
-----------	-------	-----------------	------	---

		とに		
--	--	----	--	--

延命寺臨海 公園駐車施 設	普通自動車	駐車を開始した時から1 2時間ごとに、6時間以 内の駐車は1台につき2 時間又はその端数ごとに 100円、6時間を超え て12時間以内の駐車は 1台につき400円とす る。		
三萩野公園 駐車施設	普通自動車	1台につき 30分又は その端数ご とに	100円	

に

改める。

付 則

この規則は、平成31年3月24日から施行する。

北九州市告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項及び第46条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定したので、法第78条及び第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4053 88	なかい和楽園デイサービスセンター	北九州市小倉北区中井二丁目4番36号	株式会社九州メディカルケア	平成31年3月1日

2 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1029 02	ケアプラングリーン	北九州市門司区柳原町2番18号	ケアプラングリーン合同会社	平成31年3月1日



北九州市告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、法第78条、第85条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4034 41	ゆうらいふヘルパーステーション 北九州	北九州市小倉北区清水一丁目20番13-301号	有限会社ゆうらいふ	平成31年2月28日
4070 5008 81	ケアアシストかがやき	北九州市小倉南区葛原高松二丁目9番13号	有限会社介護福祉かがやき	平成31年2月28日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4067 7901 49	こくら訪問看護ステーション	北九州市小倉南区葛原東二丁目14番2号	医療法人社団明愛会	平成31年2月28日

3 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 1005 67	スコーレケアプランサービス	北九州市門司区柳町四丁目7番13号	有限会社三喜ファミリー	平成31年2月28日
4070 5008 81	ケアアシストかがやき	北九州市小倉南区葛原高松二丁目9番13号	有限会社介護福祉かがやき	平成31年2月28日
4070 7067 51	ケアプランセンター ohana	北九州市若松区高須南一丁目7番9号ディアライフ101号	株式会社 ohana	平成31年2月28日

北九州市公告第142号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告し、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

平成31年3月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地図及び簿冊の名称

(1) 北九州市小倉南区沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼本町二丁目及び大字沼の各一部並びに沼緑町五丁目の地図及び簿冊

(2) 北九州市八幡西区大字本城の一部の地図及び簿冊

2 地図は平成30年3月に測量して作成し、簿冊は同月31日現在の状況により調査して作成したものである。

3 閲覧期間

平成31年3月7日から同月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

4 閲覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局用地部用地管理課（地籍調査担当）

5 訂正の申出

地図及び簿冊に測量又は調査上の誤り等があると認める者は、閲覧期間内に、市長に対し、訂正を申し出ることができる。

誤り等の訂正の申出をするときは、その旨を記載した書面を提出するとともに、申出者の印鑑を持参すること。

誤り等の訂正の申出書の用紙は、閲覧場所に備えている。

北九州市病院局公告第 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市病院局管理規程第 8 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 31 年 3 月 7 日

北九州市病院局長 古川 義彦

- 1 特定役務の名称及び数量  
職員被服賃貸借 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市病院局医療センター事務局管理課  
北九州市小倉北区馬借二丁目 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 31 年 1 月 18 日
- 4 落札者の名称及び住所  
ワタキューセイモア株式会社北九州営業所  
北九州市八幡東区大字前田 1520 番 10
- 5 落札金額  
1 億 9,380 万 9,024 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 30 年 12 月 28 日
- 8 落札方式  
最低価格による。